

原文 1

…其次、人有大罪、莫若於治、不陷於罪過、乃可也。其次、人有過觸犯、事不可奈何、不能使其家與比伍、乃可也。其次、罪及比伍、願指有罪者、慎無絕嗣也。人者、天地神明之統、傷敗天地之體、其爲禍深矣。無爲子孫承負之厄、常思太平、以消刑格也。〔一〕吾爲天地譚〔二〕、爲上德君製〔三〕作、可以除天地開關已來承負之厄會。議〔義〕〔四〕不敢忘〔妄〕〔五〕語。必〔得〕〔天〕怨於皇天・后土。又承負於上賢明、道德之君、其爲罪〔七〕深大矣。

校勘 1

〔一〕以下『太平經』卷四十・樂生得天心法第五十四と対校を示す。

鈔 其次人有大罪、莫若於治、不陷於罪過、乃可也。

經 其次人有過、莫善於治、而不陷於罪、迺可也。

鈔 なし

經 其次、人既陷罪也、心不欲深害之、有過觸犯、迺可也。

鈔 其次、人有過觸犯、事不可奈何、能不使其家與比伍、乃可也。

經 其次、人有過觸死、事不可奈何、能不使其家與比伍、迺可也。

鈔 其次、罪及比伍、願指有罪者、慎無絕嗣也。

經 其次、罪過及家・比伍也。願指有罪者、慎毋盡滅殺人種類、迺可也。

鈔 人者、天地神明之統、

經 夫人者、迺天地之神統也。滅者、名爲斷絕天地神統。

鈔 傷敗 天地之體、其爲禍深矣。

經 有可傷敗於天地之體、其爲害甚深、後亦天滅煞人世類也。

鈔 無爲子孫承負之厄、

經 爲人先生祖父母不容易也、當爲後生者計、可毋使子孫有承負之厄。

鈔 常思太平、以消刑格也。

經 是以聖人治、常思太平、令刑格而不用也。所以然者、迺爲後生計也。

〔二〕 太平經卷四十一件古文名書訣第五十五(以下「卷四十一」)「吾爲天地譚」作「吾迺爲天地談」

〔三〕 卷四十一「製」作「制」

〔四〕 卷四十一「議」作「義」、據之改。

〔五〕 卷四十一「忘」作「妄」、據之改。

〔六〕 卷四十一有「得」字、據之補。

〔七〕 卷四十一有「責」字。

訓讀 1

…其の次、人に大罪有れば、治に若くは莫し。罪過に陥らざんば、乃ち可なり。其の次、人に過有り觸犯すれば、事は奈何ともすべからず、能く其の家と比伍とに及ばしめずんば、乃ち可なり。其の次、罪比伍に及べば、罪有る者を指し、慎みて嗣を絶つこと無からしむることを願ふなり。人は、天地神明の統なるも、天地の體を傷敗し、其の禍を爲すこと深し。

子孫をして承負せしむるの厄を無からしめんとすれば、常に太平を思ひ、以て刑格を消すなり。吾 天地の譚を爲し、上徳の君の爲に製作すれば、以て天地開闢已來の承負の厄會を除くべし。義は敢へて妄りに語らず。必ず怨を皇天・后土より得ん。又た上賢、道徳を明らかにするの君に承負せん。其の罪を爲すこと深大なり。

試譯 1

……その次に、人が大罪をなしたとき、治めるにこしたことはない。罪過に陥らなければ、まあそれで良い（太平経は「人に過ちが

あつたとき、治めることより良いことはない。罪に陥らなければ、すなわち可なり。」として、「過ち」の段階と「有罪」の段階を分けているように読める）。その次に、人に過ちがあつて罪を犯せば（太平経は「死罪を犯す過ち」とする）、そのことは如何ともすることはできず、その家や比・伍にあたる近隣に罪が及ばなければ、まあそれで良い。その次に、近隣にまで罪が及んだならば、罪有る者を指弾し、慎んで後嗣を絶つことの無いようにすることを願うのである。人は、天地神明の系統であるから、天地の体を傷害し、その禍をなすこと深大である（深大であるとは、具体的には、太平経に「後亦天滅煞人世類也」とある）。子孫に引き継いで負わせた災厄を無くすのである。常に太平を思い、刑罰の規定を無くすのである。

吾は天地の言論を作り、上徳の君のために制作する。これにより天地開闢以来、引き継いで負ってきた多くの災厄を除くことができる。義は決して妄りに語らない。（さもなくば）必ずや皇天・后土より怨みを得ることになろう。また（災厄を）尊い賢明なる人や道徳の君子に引き継いで負わせることになろう。その罪をなすことは深大である。

註釋 1

・比伍

① 『周禮』地官・族師（十三經注疏本）

五家爲比、十家爲聯。五人爲伍、十人爲聯。四閭爲族、八閭爲聯。使之相保相受。刑罰慶賞、相及相共。以受邦職、以役國事、以相葬埋。

・天地之體

② 『太平御覽』卷五六五・樂部三・雅樂下（四部叢刊本）

阮籍樂論曰、聖人之作樂、將以順天地之體、成萬物之性也。故定天地四方之音、以迎陰陽八風之聲、均黃鍾中和之律、開群生萬物之氣。奏之園丘而天神下、奏之方丘而地祇上。

・思太平

③ 『潜夫論』考績篇（新編諸子集成本）

夫聖人爲天口、賢人爲聖譯、是故聖人之言、天之心也。賢者之所說、聖人之意也。先師京君科察考功、以選賢俊。太平之基、必自此始、無爲之化、必自此來也。是故世主不循考功而思太平、此猶欲舍規矩而爲方圓、無舟楫而欲濟大水。

・刑格

④ 『册府元龜』卷八五・帝王部・赦宥第四（四庫全書本）

（開元）十六年三月辛丑、制曰、……、徒已下罪、竝責保放營農、今詳其刑格、亦非重罰、已釋囹圄、不可更收、宜許自新、特從免放。

⑤『太平經』卷四十·樂生得天心法第五十四（道藏本）

夫人者、迺天地之神統也。滅者、名爲斷絕天地神統。有可傷敗於天地之體、其爲害甚深、後亦天滅斂人世類也。爲人先生祖父母不容易也、當爲後生者計、可毋使子孫有承負之厄。是以聖人治、常思太平、令刑格而不用也。所以然者、迺爲後生計也。

· 天地譚（談）

⑥『論衡』知實篇（新編諸子集成本）

使聖人達視遠見、洞聽潛聞、與天地談、與鬼神言、知天上地下之事、乃可謂神而先知、與人卓異。

⑦『太平經鈔』己部卷六·經文部數所應訣（道藏本）

開達無閉絕、以稱天心地意、轉天地之災變、暢天地之譚、使人民各居其處、萬物不傷。故天出文書、令使可遙行萬萬里、得通其言、以暢善人、以知惡人、以解冤結。

· 上德

⑧『老子』第三十八章（新編諸子集成本『老子校釋』）

上德不德、是以有德。下德不失德、是以無德。上德無爲而無以爲、下德□□而有以爲。

· 厄會

⑨『文選』卷五十二·論二·班彪「王命論」（胡克家本）

夫餓饉流隸、飢寒道路、思有短褐之襲、擔石之蓄。所願不過一金、終於轉死溝壑。何則、貧窮亦有命也。況乎天子之貴、四海之富、神明之祚、可得而妄處哉。故雖遭權厄會、竊其權柄、勇如信布、強如梁藉、成如王莽、然卒潤鑊伏鑕、烹醢分裂。

⑩『文選』卷三十一·雜擬下·江淹雜體詩三十首·「劉太尉傷亂琨」（足利本）

皇晉遭陽九、天下橫霧霧。（李善註）班固漢書曰、陽九曰初入、百六陽九。音義曰、易傳所謂陽九之厄會也。

· 承負

⑪『太平經鈔』乙部卷二·解承負訣（道藏本）

天地開闢已來、凶氣不絕、絕者而後復起、何也。夫壽命、天之重寶也。所以私有德、不可僞致。欲知其寶、乃天地六合八遠萬物、都得無所冤結。悉大喜、乃得增壽也。一事不悅、輒有傷死亡者。凡人之行、或有力行善、反常得惡、或有力行惡、反得善、因自言爲賢者非也。力行善反得惡者、是承負先人之過、流災前後積來害此人也。其行惡反得善者、是先人深有積畜大功、來流及此人也。能行大功萬萬倍之、先人雖有餘殃、不能及此人也。因復過去、流其後世、成承五祖。一小周十世、而一反初。或有小行善不能厭、囹圄其先人流惡承負之災、中世滅絕無後、誠冤哉。承負者、天有三部、帝王三萬歲相流、臣承負三千歲、民三百歲。皆承

負相及、一伏一起、隨人政衰盛不絕。今能法此、以天上皇治而斷絕、深思之而勿忘。

⑫ 『太平經』卷三十七・五事解承負法第四十八

上古得道、能平其治者、但工自養、守其本也。中古小失之者、但小忽自養、失其本。下古計不詳、輕其身、謂可再得、故大失之而亂其治。雖然、非下古人過也。由承負之厄會也。

・皇天后土

⑬ 『尚書』周書・武成（十三經注疏本）

惟九年、大統未集。予小子、其承厥志。底商之罪、告于皇天后土、所過名山大川。

・上賢

⑭ 『荀子』正論篇（新編諸子集成本）

以人之情爲欲多而不欲寡、故賞以富厚而罰以殺損也。故上賢祿天下、次賢祿一國、下賢祿田邑、愿懿之民完衣食。

原文 2

拘校上古・中古・下古道書^{〔二〕}、集^{〔三〕}衆賢共讀、視古今諸道文、如一^{〔三〕}卷得一善守（字）^{〔四〕}。如得一善訣、便隨事（訣事、便）^{〔五〕}書記之。一卷^{〔六〕}一善、十卷得十善、百卷得百善、千卷得千善、萬卷得萬善、億卷得億善、隨而書之。出^{〔七〕}衆賢共議、去復重。因此要文編之、^{〔八〕}以^{〔九〕}究意深知古今天地人萬物之精意^{〔十〕}。簡說（閱）^{〔十一〕}九人、意（竟）^{〔十二〕}其^{〔十三〕}無冤者。

乎（平）^{〔十四〕}王治、（天）^{〔十五〕}因喜解其先王之^{〔十六〕}承負。夫人^{〔十七〕}萬物之長也。其無形委炁^{〔十八〕}之神人、職在治^{〔十九〕}元炁。大神人、職在治天。真人、職在治地。仙人、職在治四時。大道人、職在治五行。聖人、職在治陰陽。賢人、職在治文書。皆受^{〔二十〕}語。凡人^{〔二十一〕}職在治草木五穀。奴婢、職在治財貨。……

校勘 2

- 〔一〕 卷四十一有「者」字。
- 〔二〕 卷四十一「集」作「假令」。
- 〔三〕 卷四十一無「一」字。
- 〔四〕 卷四十一「守」作「字」、下文又有「善字、善訣事」「此十億善字」之句、據之改。
- 〔五〕 卷四十一「訣、便隨事」作「訣事、便」、下文又有「善字、善訣事」之句、據之改。
- 〔六〕 卷四十一有「得」字。
- 〔七〕 卷四十一無「出」字。
- 〔八〕 卷四十一「衆賢共議、去復重。因此要文編之」作「衆賢共視古今文章竟、都錄出之、以類聚之、各從其家、去中復重、因次其要文字而編之。」
- 〔九〕 卷四十一「以」作「卽已」。
- 〔十〕 卷四十一「意」作「竟」。
- 〔十一〕 卷四十二・九天消先王災法第五十六（以下「卷四十二」）「說」作「閱」、據之改。

- 〔十二〕 卷四十二「意」作「竟」、據之改。
〔十三〕 卷四十二有「志」字。
〔十四〕 卷四十二「乎」作「平」、據之改。
〔十五〕 卷四十二有「天」字、據之補。
〔十六〕 卷四十二無「之」字。
〔十七〕 卷四十二有「者廼理」字。
〔十八〕 卷四十二「炁」作「氣」。以下皆同。
〔十九〕 卷四十二「治」作「理」。以下皆同。
〔二十〕 卷四十二「受」作「授」。
〔二十一〕 卷四十二「人」作「民」。

訓讀 2

上古・中古・下古の道書を拘校し、衆賢を集めて共に読み、古今の諸道文を視るに、如し一卷なれば一善字を得。如し一善訣事を得れば、便ち之を書記す。一卷一善、十卷なれば十善を得、百卷なれば百善を得、千卷なれば千善を得、萬卷なれば萬善を得、億卷なれば億善を得、隨ひて之を書して出す。衆賢共に議り、復重を去る。此れに因りて文を要して之を編み、以て意を究めて深く古今の天・地・人・萬物の精意を知る。九人を簡閲すれば、竟に其れ冤む者無し。

王の治を平らかにすれば、天は因りて喜び、其の先王の承負を解く。夫れ人は、萬物の長なり。其の無形委炁の神人は、職 元炁を治むるに在り。大神人は、職 天を治むるに在り。真人は、職 地を治むるに在り。仙人は、職 四時を治むるに在り。大道人は、職 五行を治むるに在り。聖人は、職 陰陽を治むるに在り。賢人は、職 文書を治るに在り、皆な語を受^{まかり}く。凡人は、職 草木・五穀を治むるに在り。奴婢は、職 財貨を治むるに在り。……

試譯 2

上古・中古・下古の道書をよく較べ、多くの賢人を集めて共に読み、古今の様々な道についての書物を見てみると、一卷ならば一善字を得る。あるいは一卷で一善訣事を得る。そうしたら、すぐにこのことを書き記す。一卷で一善（の字や訣）、十卷ならば十善（の字や訣）を得、百卷ならば百善（の字や訣）を得、千卷ならば千善（の字や訣）を得、万卷ならば万善（の字や訣）を得、億卷ならば億善（の字や訣）を得る。これにしたがい、その事柄を書いて世に出す。多くの賢人が共に討議し、重複を除去する。これにより文を要約してこれを編纂し、そして極意を得て深く古今の天・地・人・萬物の妙意を知るのである。九人について詳しく検証すれば、とうとう怨みごとくも無くなるのである。

王の治を平らかにすれば、天はこれにより喜びて先王の引き継いで負ってきたこと（災厄）を解除するのである。いったい、人は万物の長である。その無形委氣の神人は、務めは元気を治めることにある。大神人は、務めは天を治めることにある。真人は、務めは地を治めることにある。仙人は、務めは四時を治めることにある。大道人は、務めは五行を治めることにある。聖人は、務めは陰陽を治めることにある。賢人は、務めは文書を治めることにあり、みな言葉を授ける。凡人は、務めは草木や五穀を治めることにある。奴婢は、務めは財貨を治めることにある。……

註釋 2

・拘校

⑮『太平經』卷五十一・校文邪正法第七十八

拘校上古中古下古之文、以類召之、合相從、執本者一人、各自有本事。凡書文各自有家屬、令使凡人各出其材、圍而共說之、其本事字情實、且悉自出、收聚其中要言、以爲其解、謂之爲章句、得眞道心矣。可謂爲解天之憂、大病去矣。可謂除地之所苦矣、可謂使帝王遊而得天心矣、可謂使萬物各得其所矣。是者、萬不失一也。

・簡閱

⑯『論衡』亂龍篇（新編諸子集成本）

上古之人、有神荼・鬱壘者、昆弟二人、性能執鬼、居東海度朔山上、立桃樹下、簡閱百鬼。鬼無道理、妄爲人禍、荼與鬱壘縛以蘆（蘆）索、執以食虎。

・精意

⑰『宋書』卷六九・范曄傳

吾雜傳論、皆有精意深旨、既有裁味、故約其詞句。至於循吏以下及六夷諸序論、筆勢縱放、實天下之奇作。

・冤、喜

⑱『太平經鈔』乙部卷二・解承負訣

前半「承負」の注釋を參照。

・萬物之長

⑲『太平經』卷四十五・起土出書訣第六十一

書以付歸有德之君、宜以示凡人、人乃天地之子、萬物之長也。今爲子道、當奈何乎。

⑳『太平經』卷一一六・某訣第二百四

又人者、是中和萬物之長也。其長悅喜理、則其萬物事理、其長亂則其物亂。故先樂其長、以順樂天地人之道也。

㉑『太平經』卷四十二・九天消先王災法第五十六

夫人者、迺理萬物之長也。其無形委氣之神人、職在理元氣。大神人職在理天。眞人職在理地。仙人職在理四時。大道人職在理五行。聖人職在理陰陽。賢人職在理文書、皆授語。凡民職在理草木五穀。奴婢職在理財貨。何乎。凡事各以類相理。無形委氣之神人與元氣相似、故理元氣。大神人有形、而大神與天相似、故理天。眞人專又信、與地相似、故理地。仙人變化與四時相似、故理四時也。大道人長於占知吉凶、與五行相似、故理五行。聖人主和氣、與陰陽相似、故理陰陽。賢人治文便言、與文相似、故理文書。凡民亂憤無知、與萬物相似、故理萬物。奴婢致財、與財貨相似、富則有、貧則無、可通往來、故理財貨也。